

アルコール輸入事業の手引き

- このパンフレットは、アルコール事業法の下でアルコールの輸入事業を行おうとする方にアルコール事業法の概要、必要な手続等を理解していただくために作成したものです。
- 更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、裏面に記載してありますお問い合わせ先にお尋ねください。（なお、経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/>も御覧ください。）

令和5年10月1日

経済産業省

はじめに

平成13年4月1日から「アルコール事業法（平成12年法律第36号）」が施行されました。これにより、アルコールの製造、販売、輸入権を国が独占し、価格と需要の見通しに基づく供給量を国が一元的に決めてきたアルコール専売制度は廃止され、アルコールの製造、輸入、販売、使用について許可を受けることにより自由に行うことができることとなりました。

アルコール事業法の下においてアルコールの輸入事業を行おうとする方におかれましては、この「アルコール輸入事業の手引き」を御覧いただきまして、遵法精神に則ったアルコールの輸入をお願い申し上げます。

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| I. アルコール事業法の概要 | 1 |
| 1. アルコール事業法の目的 | 1 |
| 2. アルコール事業法に基づく制度の概要 | 1 |
| II. 許可申請等の手続き | 3 |
| 1. 許可申請の提出 | 3 |
| 2. 許可事項の変更 | 5 |
| 3. 廃止の届出 | 6 |
| 4. 特定アルコールの譲渡に係る申告 | 7 |
| 5. 亡失等の報告 | 10 |
| 6. アルコールの廃棄処分の届出 | 10 |
| 7. 必要な行為の継続の申請 | 10 |
| 8. 事業の承継の届出 | 10 |
| 9. その他 | 11 |
| III. アルコール容器に貼付するラベルの取扱いについて | 12 |
| IV. 帳簿の記載 | 13 |
| V. 定期報告 | 20 |
| <添付資料> | |
| 資料1 アルコール輸入事業許可申請マニュアル | 28 |
| 参考1 輸入事業者の手続き一覧表 | 40 |
| 参考2 申請及び届出書様式（主なもの） | 43 |

I. アルコール事業法の概要

1. アルコール事業法の目的

アルコール事業法は、アルコールが広く工業用に使用され、国民生活及び産業活動に不可欠であり、かつ、酒類と同一の特性を有していることにかんがみ、アルコールの酒類の原料への不正な使用の防止に配慮しつつ、アルコールの製造、輸入及び販売の事業の運営等を適正なものとするにより、我が国のアルコール事業の健全な発展及びアルコールの安定的かつ円滑な供給の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律です。

* 本法でいう「アルコール」とは、アルコール分（温度15度の時に原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量）が90度以上のアルコールをいいます。

2. アルコール事業法に基づく制度の概要

(1) 酒類原料への不正使用防止のための流通管理（許可制の採用）

本制度におきましては、アルコールが酒類の原料に不正に使用されることを防止しつつ工業用に確実に供給されることを確保するため、**事業者等に対する許可制を採用し**、アルコールの製造、輸入、販売、使用について、許可を受けることにより一定の条件の下に自由に行うことができます。

また、許可制度にあわせて、**事業者からの定期的な報告による事後チェック等**によりアルコールの適正な流通体系を構築しております。

(2) 製造事業者及び輸入事業者による特定アルコールの販売

工業用であっても、事業者が新商品の開発等に使用する場合などその内容を明らかにしたくない場合や一単位あたりの使用数量がはっきりしない場合などに使用されるアルコールは、上記(1)の流通管理になじまないため、こういったケースに使用されるアルコールについては、**特定アルコールをお使いいただくこと**になります。

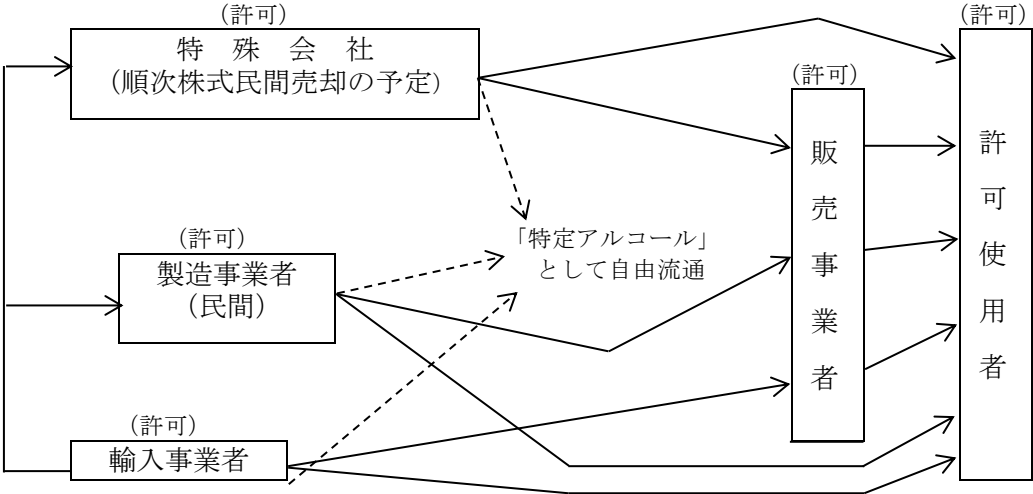
特定アルコールとは、製造事業者及び輸入事業者が**加算額（アルコールが酒類の原料に不正に使用されることを防止するために必要な額として経済産業省令で定めるところにより計算した額）を含む価格で譲渡**するものです。特定アルコールとしてアルコールを譲渡した事業者は、当該譲渡した特定アルコールの数量に加算額を乗じた額（国庫納付金）を、国へ納付するため、所要の手続き等を行う必要があります。

この特定アルコールとして、製造事業者及び輸入事業者が譲渡したアルコールは、許可等の必要がなく、自由に販売、使用することが可能です。

(3) 緊急時におけるアルコールの安定供給確保のための措置

アルコールが幅広い分野に使用される基礎物資としての重要性にかんがみ、工場事故や自然災害等によりアルコールの供給が大幅に不足すると見込まれるとき、**経済産業大臣は製造事業者、輸入事業者に対し、アルコールの製造・輸入予定数量の増加を図る等の措置をとるべきことを勧告**し、緊急時におけるアルコールの安定供給の確保を図ることとしております。

アルコール事業法の流通スキーム図



流通の管理：許可・立入検査等による事前・事後チェック制
特定アルコール（加算額を含む価格で譲渡したもの）は自由流通

II. 許可申請等の手続き

1. 許可申請の提出

(1) 申請書類

アルコールの輸入を業として行おうとする者は、以下の書類を経済産業局長に提出して許可を受ける必要があります。

◇ 申請書： **アルコール輸入事業許可申請書**（省令様式第16）

◇ 添付書類：

- ・省令別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類（例：アルコールの貯蔵設備等の構造図等）
- ・貯蔵所ごとの図面及び貯蔵設備その他の設備の配置図
- ・所要資金の額及び調達方法を記載した書類
- ・申請者*¹が法第5条各号に該当しないことを誓約する書面
- ・住民票（申請者が個人である場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要））
- ・定款又は寄附行為（申請者が法人である場合）
- ・登記事項証明書（注）（申請者が法人である場合）
- ・最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（申請者が法人である場合）

*¹申請者が法人である場合は、その法人及びその法人の業務を行う役員を含む。また、申請者が未成年者である場合は、その法定代理人を含む。

（注）アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている登記事項証明書については、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。

◇ 申請書類の提出先： **申請者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

具体的な書類の作成方法等については、「資料1 アルコール輸入事業許可申請マニュアル（本手引きP28～）」を参照してください。

(2) 許可の基準

許可申請の審査では、以下基準により許可の適否を判断します。

①「事業を適確に遂行するに足る経理的基礎」

具体的には、アルコールの安定的な供給の観点から、資金面において継続的な事業活動が可能かどうか。

②「アルコールの数量の管理のための措置」

具体的には、アルコールの輸入数量、在庫数量、受払数量等を把握できる体制となっているか。

③「その他アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがない」

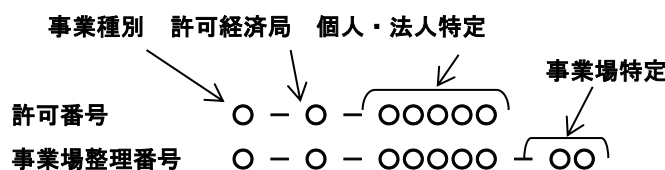
具体的には、アルコールの輸入に係る貯蔵所等が、立入検査を行う際に支障があるか等判断されないか。

(3) 許可書の交付

許可を申請した後、経済産業局での審査を経て、許可を受けることとなった者については、申請をした経済産業局から、許可番号、許可年月日等が記された「**アルコール輸入事業許可書**」を交付いたします。

○許可番号及び事業場に係る整理番号（事業場番号）の構成及び意味について

許可番号は7桁の番号で構成されます。頭から1桁目は事業種別を、2桁目は許可を行った経済産業局（許可経済局）を、3桁目以降の5桁は個人・法人を表す番号となっています。また、事業場に係る整理番号（事業場整理番号）には、末尾に事業場を表す番号2桁を付加しています。



（事業種別：1 使用、2 販売、3 製造、4 輸入）

（許可経済局：1 北海道、2 東北、3 関東、4 中部、5 近畿、6 中国、7 四国、8 九州、9 沖縄）

(4) 許可の条件

- ① 製造事業、輸入事業、販売事業及び使用に係る許可及び承認を行うに当たって、条件を付さないで事後チェックの実効性が保たれず、アルコールの適正な流通の確保に支障をきたすおそれが生ずるような場合には、経済産業局長は当該許可及び承認に対して条件を付し、これを変更することができることとなっています。
- ② 条件に違反した場合には、許可の取り消しや、30万円以下の罰金が科されることがありますので、アルコールの輸入等にあたっては、アルコール輸入事業許可書に付された条件を確認し、遵守してください。
- ③ 条件として付すべき事項は、個々の具体的なケースにおいて異なりますが、以下にその主なものを示します。

【アルコールの廃棄（処分）の届出】

アルコール（特定アルコールを除く。）を廃棄（処分）しようとするときは、あらかじめ廃棄しようとする貯蔵設備の所在地を管轄する経済産業局長にアルコール廃棄処分届出書を届け出るとともに、経済産業局職員の立ち会いの下で行うこと。

【特定アルコールとの区分蔵置】

特定アルコールを所持するときは、アルコール（特定アルコールを除く。）とは別に蔵置すること。ただし、第20条において準用する法第9条第1項の規定に準じて当該特定アルコールの数量の管理を行うときは、区分蔵置の必要はない。

【輸出の取扱い】

アルコールを輸出したときは、当該輸出に関する書類を輸出した日から5年間保存すること。

(5) 登録免許税の納付・納付書の提出

輸入許可事業者は、許可日から1ヶ月以内に納付した登録免許税（15万円）の領収証書（正本）を経済産業局に提出してください。（本手引きP30参照）

- ◇ 届出書：登録免許税納付届
- ◇ 添付書類：登録免許税納付届の裏面に領収証書を貼付
- ◇ 提出先：主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

(6) アルコールの譲渡先

輸入事業者は、輸入したアルコールを製造事業者、販売事業者、許可使用者及び承認試験研究製造者以外の者に譲渡することは出来ません。

したがって、新たな買受先に譲渡する場合等は、当該買受先がこれらの者であるかどうかを確認して行ってください。

（確認の具体的な方法は、各経済産業局に備える事業者名簿を閲覧するか、または、経済産業省ホームページ（<http://www.meti.go.jp/policy/alcohol/index.html>）を御覧ください。また、仮に名簿に記載されていない場合であっても、承認試験研究製造者に対しては譲渡可能ですので、留意してください。）

2. 許可事項の変更

輸入事業者が許可を受けて事業を開始した後、提出している許可申請書に記載した事項に変更がある場合には、次のとおり許可を受ける又は届出を行う必要があります。

(1) 許可事項の変更の許可

提出している許可申請書に記載した事項のうち、**貯蔵所ごとの貯蔵設備の能力**を変更しようとするときは、**実際に変更をする前に、経済産業局長の許可を受ける必要**があります。

- ◇ 申請書：**アルコール輸入事業許可事項変更許可申請書**（様式第25）
- ◇ 添付書類：
 - ・省令別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類（例：アルコール貯蔵設備等の構造図等）
 - ・貯蔵所ごとの図面及び貯蔵設備その他の設備の配置図
- ◇ 申請書類の提出先：**主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

(2) 許可事項の変更の届出

提出している許可申請書に記載した事項のうち、以下の①から⑧の事項を変更する場合に

は、**経済産業局長に届出を行う必要**があります。なお、①、②、③、④、⑦、⑧の変更の場合は、**実際に変更した後遅滞なく**、また、⑤、⑥の変更の場合は、**実際に変更する前に届出を行う必要**があります。

- ①商号、名称又は氏名及び住所
- ②代表者の氏名及び住所（申請者が法人の場合）
- ③法定代理人（当該事業に関し代理権を有する者に限る。）の氏名、商号又は名称及び住所（申請者が未成年者の場合）
- ④③の法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所
- ⑤主たる事務所の所在地並びに貯蔵所の所在地
- ⑥事業開始の予定年月日
- ⑦現に営んでいる他の事業の種類
- ⑧貯蔵所ごとの設備の能力及び構造（アルコールの貯蔵能力の変更を伴わないものに限る。）

◇ 届出書：**アルコール輸入事業許可事項変更届出書**（様式第26）

◇ 添付書類：

イ．個人であって、上記①、③、④の変更の場合 …… **住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要）**

ロ．法人であって、上記①、②の変更の場合 …… **法人の登記事項証明書（注）**

ハ．上記⑧の変更の場合

…… **省令別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類（例：アルコール貯蔵設備等の構造図等）**

（注）アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書については、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。**

◇ 届出書類の提出先：**主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

具体的な書類の作成方法等については、「資料1 アルコール輸入事業許可申請マニュアル（本手引きP28～）」を参照してください。

3. 廃止の届出

アルコールの輸入事業を廃止したときは、**遅滞なく、経済産業局長に届け出て**ください。

◇ 届出書：**アルコール輸入事業廃止届出書**（省令様式第28）

◇ 添付書類：

・**廃止した日までににおけるアルコール輸入業務報告書**（省令様式第19）

・**廃止した日までににおけるアルコール譲渡一覧表**（省令様式第20）

◇ 届出書の提出先：**主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

4. 特定アルコールの譲渡に係る申告

(1) 毎月の申告

特定アルコールとしてアルコールを譲渡した輸入事業者は、毎月（特定アルコールの譲渡がない月を除く。）、その月中において譲渡した特定アルコールについて、国庫納付金の額等を記載した申告書を、翌月末日までに、輸入事業者の主たる事務所を管轄する**経済産業局長に提出**することが義務づけられています。

◇申告書： 国庫納付金申告書（省令様式第55の2）

◇添付書類： 国庫納付金計算書（省令様式第55の3）

(2) 国庫納付金申告書の記載事項について

以下に挙げる事項について、記載して提出することになります。

【 年 月分】

譲渡した年月を記載して下さい。貯蔵所から移出した日が譲渡日となります。

【納付金額】

取引の都度、譲渡した特定アルコールの数量に加算額を乗じて得た額の合計を記載して下さい。なお、国庫納付金は、経済産業局が発送する国庫納付金を記載した納入告知書によって、銀行又は郵便局等で納付することになります。

(3) 国庫納付金計算書

以下に挙げる事項について、貯蔵所別、アルコールの発酵・合成の別及び度数別に記載、提出することになります。

【譲渡数量（リットル）】

当該月中に譲渡した特定アルコールの数量を記載して下さい。

【1キロリットル当たりの加算額（円）】

アルコール事業法施行規則第38条第1号及び第2号に定める額を記載して下さい。

【納付金額】

事業場ごとに、取引の都度、譲渡した特定アルコールの数量に加算額を乗じて得た額の合計を記載して下さい。

(4) 国庫納付金申告書、国庫納付金計算書の記載例

(申告書の記載イメージですので、法人名、数量等は架空のものです。)

<国庫納付金申告書>

様式第55の2 (第39条第1項関係)

20XX年6月24日

関東経済産業局長 殿

(郵便番号 330-9715)

申告者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

電話番号048 (600) 0399

商号、名称又は氏名

経済製造株式会社

(許可番号 4-3-99979)

法人の代表者の住所及び氏名

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

代表取締役 経済 三郎

法定代理人の住所及び氏名、

商号又は名称

20XX年5月分 国庫納付金申告書

アルコール事業法施行令第2条第1項の規定により、国庫納付金申告書を次のとおり提出します。

納付金額 2,930,000 (円)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

< 国庫納付金計算書 >

様式第 5 5 の 3 (第 3 9 条第 2 項関係)

2 0 X X 年 5 月 分 国庫納付金計算書

| 製造場又は 貯蔵所の名称 | 許可番号 | アルコールの度数 | 発酵アルコール：1 合成アルコール：2 | 1キロリットル当たりの加算額 (円) | 譲渡数量 (リットル) | 納付金額 (円) |
|-----------------|--------------|----------|------------------------|-----------------------|----------------|-------------|
| 関東貯蔵所 | 4-3-99979-01 | 95 | 1 | 950,000 | 1,000 | 950,000 |
| 中部貯蔵所 | 4-3-99979-02 | 99 | 2 | 990,000 | 2,000 | 1,980,000 |
| 合 計 | | | | | 3,000 | 2,930,000 |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

○アルコール事業法施行規則 - 抜粋 -

(申告書及び計算書)

第三十九条 アルコール事業法施行令 (平成十二年政令第四百十五号。以下「令」という。) 第二条第一項の申告書は、様式第五十五の二によるものとする。

2 令第二条第二項の計算書は、様式第五十五の三によるものとする。

5. 亡失等の報告

輸入事業者は、業務に係るアルコールを亡失し、又は盗み取られたときは、**直ちに、その旨を経済産業局長に報告し、その検査を受ける必要**があります。

- ◇ 報告書：**亡失（盗難）報告書**（省令様式第27）
- ◇ 報告書の提出先：**亡失し、又は盗み取られた場所を管轄する経済産業局長**

6. アルコールの廃棄処分の届出

許可の条件として付される事項の一つで、アルコール（特定アルコールを除く。）を廃棄処分しようとするときは、**あらかじめ「アルコール廃棄処分届出書」の提出とともに、経済産業局職員立会いのもとで行うこと**となります。

- ◇ 届出書：**アルコール廃棄処分届出書**
- ◇ 提出先：**廃棄をしようとする貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長**

7. 必要な行為の継続の申請

事業の相続があった際に相続人が欠格条項（法第5条各号）に該当した場合、事業を廃止した場合又は事業の許可が取り消された場合において、貯蔵所にアルコールが現存するときは、当該相続人、廃止した事業の許可を受けていた者又は取り消された許可を受けていた者は、**経済産業局長へ申請を行うことにより、指定された期間について、引き続きそのアルコールの譲渡を継続することが可能**です。

- ◇ 申請書：**アルコール譲渡継続申請書**（省令様式第18）
- ◇ 添付書類：**戸籍謄本**（事業の相続があった際の相続人が欠格条項（法第5条各号）に該当した場合のみ）
- ◇ 申請書類の提出先：**主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

8. 事業の承継の届出

事業の全部譲渡、相続、合併又は分割（事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、許可を受けて行っているアルコールの輸入事業については、**事業の全部譲渡を受けた者、相続人（複数の相続人の全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、当該選定された者）、合併後存続する法人若しくは合併後設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人が許可の欠格条項（法第5条各号）に該当しない限り、自動的にその事業を承継すること**になります。

事業を承継した場合には、**遅滞なく、経済産業局長に届出を行う必要**があります。

- ◇ 届出書：**アルコール輸入事業承継届出書**（様式第21）
- ◇ 添付書類：

・承継者が許可の欠格条項（法第5条各号）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

○事業の全部譲渡により承継した場合には、以下の書類も提出してください。

・アルコール輸入事業譲渡証明書（様式第22）

○相続により承継した場合には、以下の書類も提出してください。

イ. 2人以上の相続人の全員の同意により選定された者である場合

・アルコール輸入事業者選定証明書（様式第23）

・戸籍謄本

ロ. イ以外の相続人である場合

・アルコール輸入事業者相続証明書（様式第24）

・戸籍謄本

○合併により承継した法人である場合には、以下の書類も提出してください。

・法人の登記事項証明書（注）

○分割により事業の全部を承継した法人である場合には、以下の書類も提出してください。

・法人の登記事項証明書（注）

・アルコール輸入事業承継証明書（様式第24の2）

（注）アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書**については、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、**特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。**

◇ 届出書類の提出先：**主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

9. その他

（1）アルコールの希釈の制限（法第35条）

輸入事業者は、以下の場合を除き、アルコール（特定アルコールを除く。）を薄めてアルコール分を90度未満にすることはできません。

- ① アルコールの品質を検査するために薄める場合
- ② アルコールを廃棄するために薄める場合

（2）納付金制度（法第36条）

アルコール市場の流通秩序の維持・確保を図る観点から、以下の場合には、罰則に加え、

【 】内の者に納付金の支払いが命じられますので御注意ください。

納付金として徴収する額については、社会的公正の確保、違反行為の抑止の実効性確保の観点から、特定アルコールの価格の中に上乗せされる「加算額」に当該譲渡又は使用した数量を乗じて得た額に相当する額とされています。

- ① 製造事業者、販売事業者、許可使用者及び承認試験研究製造者以外の者にアルコールを譲渡した場合 **【譲渡した輸入事業者】**
- ② アルコールを使用した場合 **【使用した輸入事業者】**

※ 輸入事業者は、他の許可事業者からアルコールを譲受ることができません。輸入事業者が他の許可事業者からアルコールを譲受けた場合、アルコールを譲渡した許可事業者に罰則及び

納付金の支払いが命じられますので御注意ください。

※ アルコールを輸出した輸入事業者については、当該輸出されたアルコールの数量について納付金は課せられません。

なお、納付金の対象となるアルコールには、自由流通が認められている特定アルコールは含まれません。

Ⅲ. アルコール容器に貼付するラベルの取扱いについて

アルコールを専用容器で譲渡する際にはアルコールの適正な流通管理の観点から、容器にラベルを貼付し必要な情報を必ず表示してください。

【ラベルに記載する情報】

(1) 適正な流通管理の観点から必要な情報

- ① アルコール事業法適用
- ② 「特定」または「一般」
- ③ アルコール度数及び数量
- ④ 「発酵」または「合成」
- ⑤ 合成アルコールについては「飲用不可」「飲用に適さない」等の表示
- ⑥ 「事業者名」「住所」「電話番号」

(2) その他関係法令等に基づく表示

アルコールまたは混入する化学物質の中には、関係法令等で正確な情報伝達を行うことにより、人の安全・健康を確保し、環境の保護を目的とした法律等の対象物質に指定等されている場合があります。したがって、アルコールの適正な流通管理に必要な情報とともに、ラベル等への情報の記載が必要な場合がありますので、関係法令を所管する各省庁等にご確認ください。

IV. 帳簿の記載

1. 記帳の義務

(1) 許可を受けてアルコールの輸入事業を行う者にあつては、**貯蔵所ごとに帳簿（法定帳簿）を備え、アルコールの輸入、移出（特定アルコールとして譲渡したアルコールを含む。）及び移入に係る年月日、数量、陸揚げ地、引き渡し又は受け取りの相手方等に関する事項をその事実に基づいて、アルコールの度数及び発酵・合成の別ごとに記載することが義務づけられています。**

また、この法定帳簿は記載の日から5年間保存することとなっています。

(2) 帳簿の様式等は特に定めがないので、記帳すべき事項が充足されていれば、自社の既存の帳簿等を活用していただいて結構です。

2. 記帳すべき事項

(1) 輸入に関すること

事業法において、「輸入」とは、**海岸線を越えてアルコールを我が国に持ち込む行為**をいい、関税関係法規でいう「輸入」とは異なります。

したがって、輸入事業者において**法定帳簿に記帳する輸入の時期については、通関、未通関に関係なくアルコールが我が国の保税地域（貯蔵所）に陸揚げされたときとなり、保税地域（貯蔵所）に陸揚げする前に製造事業者等に譲渡した場合の法定帳簿に記載する輸入の時期については、譲渡日を基準とし、数量は製造事業者等へ譲渡した数量としてください。**

また、陸揚げする保税地域（貯蔵所）は、輸入事業者の貯蔵所であったり、製造事業者の貯蔵所又は許可使用者の貯蔵設備等の場合がありますが、**法定帳簿への記帳はどの事業者のどこの貯蔵所等に輸入されたかにより異なることとなります。**

(2) 移入、移出に関すること

ここでいう**移出とは、一定の場所からアルコールを搬出する行為であり、移入とは一定の場所へ搬入する行為のことです。**アルコール事業法における**法定帳簿では、アルコールの物流に着目し、実際の物理的な移動を整理する**ものであるため、アルコールの輸入又は売払い（取引）に伴う搬入・搬出のほか、自社の他の貯蔵所との間での回送に伴う搬入・搬出も当該移出・移入に含まれます。

したがって、**自社の貯蔵所でアルコールの輸入又は自社貯蔵所間の回送による搬入・搬出を行った場合には、その行為が販売のためであれ、回送のためであれ、当該貯蔵所に備える帳簿に年月日、数量、陸揚げ地及び引き渡し又は受け取りの相手方（氏名又は名称及び許可番号）を記載することとなります。**

他方、アルコールの輸入又は売払い（取引）を行う場合でも、当該アルコールの輸入又は売払いに際して、物理的なアルコールの搬入・搬出には関わらず、**書面等による発注・受注のみを行う場合にあっては、法定帳簿への記帳は必要ありません。**

(3) 欠減、亡失、盗難等に関すること

欠減、亡失、盗難、廃棄及び収去があった時は、その事実に基づいて、**事項、年月日、数量等を記載**してください。

- 注1. 亡失、盗難の場合には、直ちに、亡失し、又は盗み取られた場所を管轄する経済産業局長あて報告書を提出する必要があります。
2. 廃棄の場合には、事前に廃棄しようとする貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長あてに届出書を提出する必要があります。
3. 収去とは、法第40条第2項の規定に基づく立入検査において、経済産業局の職員が、分析を行うのに必要な試料を、収去証と引き換えに無償で提供を受けることをいいます。

(4) 在庫に関すること

上記(1)から(3)までの事項によって、アルコールの在庫に変動があった場合には、その日ごとにアルコール在庫数量を記載してください。

○アルコール事業法施行規則 ー抜粋ー

(帳簿の記載事項等)

第二十一条 法第二十条において準用する法第九条第一項に規定する帳簿に記載すべき事項は、貯蔵所ごと(第二号に掲げる事項及び第四号から第六号までに掲げる事項であって貯蔵所に係るもの以外のものについては、主たる事務所)に次に掲げるものとする。

- 一 移入したアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量、移入した年月日及び陸揚地(当該許可に係る輸入事業者の貯蔵所から移入した場合においては、陸揚地に代えて当該貯蔵所の名称)
 - 二 当該許可に係る輸入事業者の貯蔵所を経由しないで製造事業者等の製造場、貯蔵所又は使用施設に移出したアルコール(特定アルコールとして譲渡したアルコールを除く。)の度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量、移出した年月日、陸揚地、受取人の氏名又は名称及び許可番号並びに移出先の名称
 - 三 当該許可に係る輸入事業者の貯蔵所を経由しないで製造事業者等の製造場、貯蔵所又は使用施設に移出したアルコールのうち特定アルコールとして譲渡したアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量及び譲渡した年月日
 - 四 移出したアルコール(特定アルコールとして譲渡したアルコールを除く。)の度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量、移出した年月日、受取人の氏名又は名称及び許可番号並びに移出先の名称(当該許可に係る輸入事業者の貯蔵所に移出した場合又は輸出するために移出した場合においては、受取人の氏名又は名称及び許可番号並びに移出先の名称に代えて当該貯蔵所の名称又は積出地)
 - 五 移出したアルコールのうち特定アルコールとして譲渡したアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量及び譲渡した年月日
 - 六 アルコールを亡失し、又は盗み取られたときは、これらに関する事項
 - 七 法第四十条第二項の規定によりアルコールを収去されたときは、これに関する事項
 - 八 アルコールの欠減その他アルコールの数量の管理の観点から参考となる事項
- 2 輸入事業者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を主たる事務所又は貯蔵所ごとに備え、同項に掲げる事項が記載可能となった後、遅滞なく、その帳簿に記載しなければならない。また、当該帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。

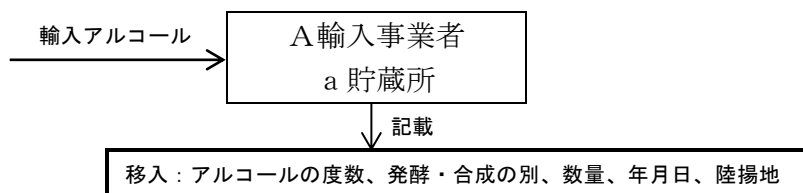
3. 記載にあたっての注意事項

【省令に定める帳簿への記載事項等について】

＜具体的な事例＞

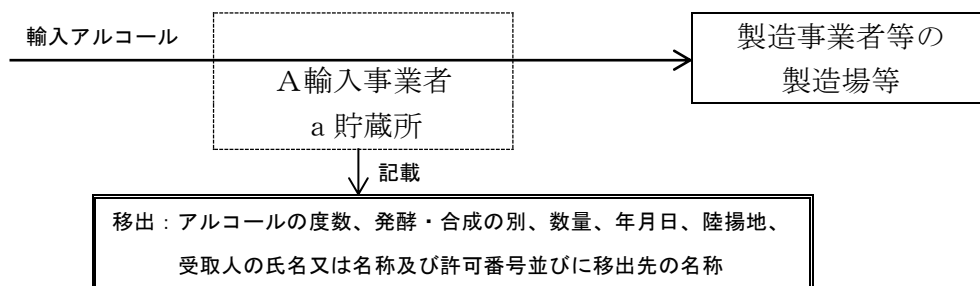
- (1) 省令第21条第1項第一号に規定する事項

○輸入したアルコールを自社貯蔵所に受け入れる場合



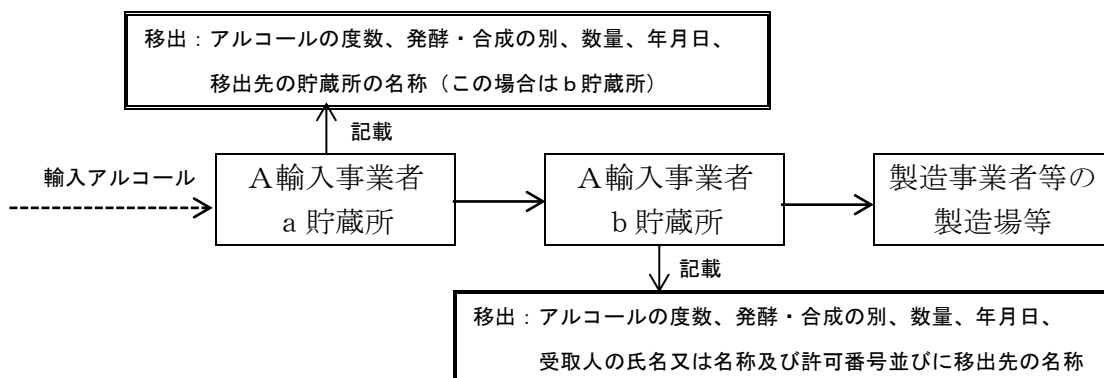
- (2) 省令第21条第1項第二号に規定する事項

○輸入したアルコールを自社貯蔵所に受け入れず、直接、製造事業者等に納品する場合



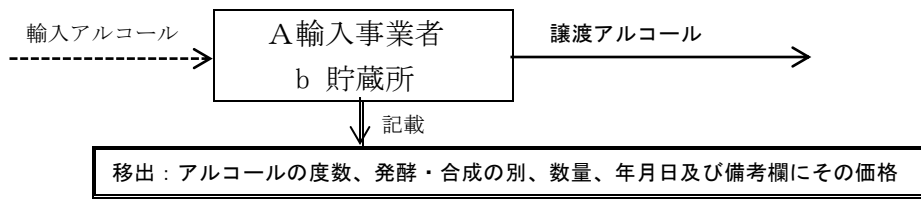
- (3) 省令第21条第1項第四号に規定する事項

○輸入したアルコールを自社貯蔵所に受け入れた後、自社の他の貯蔵所に回送する場合及び製造事業者等に納品する場合

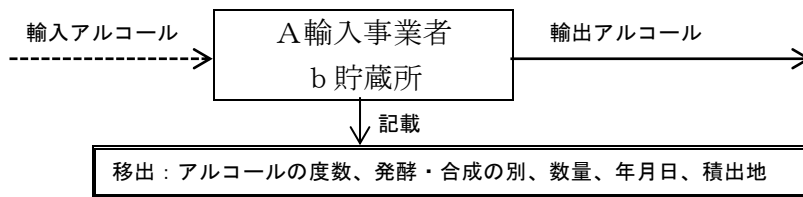


(4) 省令第21条第1項第五号に規定する事項

○特定アルコールとして譲渡する場合

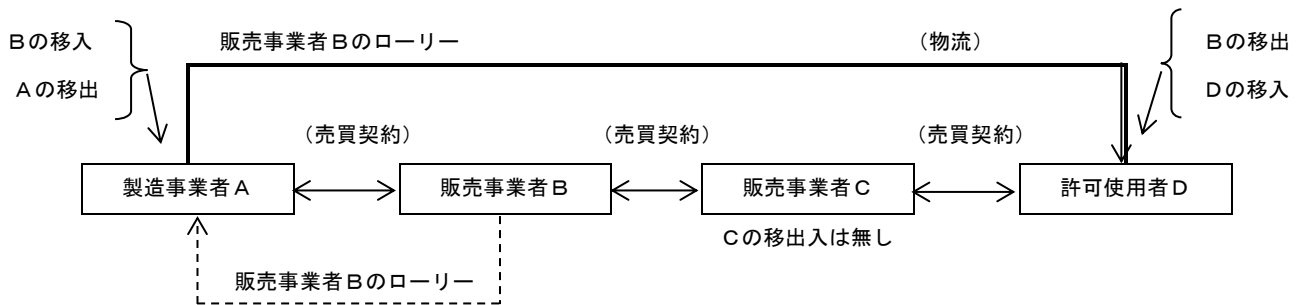


○輸入したアルコールを輸出する場合



【アルコール購入及び譲渡の際の引き渡しの相手方について】

- (1) 具体例を示せば、下図のようなアルコールの流通である場合、**販売事業者Bはタンクローリーを手当して、輸入事業者Aの貯蔵所にアルコールを取りに行き、自社の貯蔵所を経由せず、直接許可使用者Dの使用施設内に輸送しています。**このため、**販売事業者Bはこのアルコール流通の移出入に関わったものと解されます。**一方、販売事業者Cは許可使用者Dから注文を受けて販売事業者Bに取り次いだけであるので、この**アルコール流通の移出入には関わっていないもの**と観念されます。
- (2) このため、輸入事業者Aは、この移出の事実を貯蔵所に備える帳簿に記載することとなりますが、このケース場合には、**輸入事業者Aは貯蔵所内で販売事業者Bがタンクローリー内にアルコールを充填した時をもってアルコールの管理主体が輸入事業者Aから販売事業者Bへ移行することから、輸入事業者Aはこの時をもって販売事業者Bにアルコールを移出したものと解します。**



- (3) なお、アルコールの売買（取引）形態が上図の通りであっても、輸入事業者A又は許可使用者Dがアルコールの輸送を受け持った場合には、**販売事業者B、販売事業者Cの双方とも、このアルコール流通の移出入に関わっていないもの**と観念され、**アルコールの移出入先が許可使用者Dに変わる**ので注意されたい。

注：（1）～（3）による具体例において、輸入事業者Aが自らアルコールの搬入を行う場合には、許可使用者Dは法定帳簿にアルコールの引渡人の名称等を記載する必要があることから、許可使用者Dの取引先である販売事業者Cは、誰が搬入したかを確認できるように「輸入事業者Aが搬入」する旨の連絡等を行う必要がある。（連絡方法としては、例えば、販売事業者Cの納品書に「搬入者：輸入事業者A」等を記載して許可使用者Dに連絡する。）

【欠減と亡失の整理】

- (1) アルコールの高い揮発性に起因した貯蔵中の蒸発、小分け時の液だれや、計量誤差等によって生じる滅失・喪失については、棚卸しなどの際に「欠減」として整理してください。
- (2) 事故・災害等の要因でアルコールを滅失した場合には、「亡失」として整理するとともに、経済産業局への報告（亡失等の報告）が必要になります。

○亡失の事例

- ・アルコール貯槽又は配管の破損による流出
- ・ドラム缶又はタンクローリーの横転による流出
- ・火災等の事故によるアルコールの焼失
- ・アルコールの紛失（盗難として判断しかねる場合）

4. 帳簿のイメージ（輸入事業者の法定帳簿のイメージ）

アルコール事業法上、帳簿の様式は特に定めがないので、記載すべき事項が充足されていれば、自社の既存の帳簿（会計帳簿等）を活用して、省令に定める事項をその帳簿に付記する等の方法でも差し支えありません。

この「法定帳簿のイメージ」は、より深く理解していただくために架空のアルコール使用例を記載しています。記載されている事項、数量等は特段意味あるものではありません。

アルコール受払簿（仮称）

度数：95度
種類：発酵

関東貯蔵所（貯蔵所）

| 年月日 | 受 入 （ 増 ） | | 払 出 （ 減 ） | | 在庫数量 (リットル) | 備 考 |
|------------|-----------|---------------|-----------------|----------------------|----------------|---------------|
| | 摘 要 | 数 量 (リットル) | 摘 要 | 数 量 (リットル) | | |
| 前年度繰越 | | | | | 949,498 | |
| 20XX. 3. 5 | 輸入 横浜港 | 500,000 | | | 1,449,498 | |
| 20XX. 3.10 | | | F 酒醸造株式会社 ○○貯蔵所 | 1-3-99961-01 150,000 | 1,299,498 | |
| 20XX. 3.13 | | | 株式会社 H 製造△△工場 | 3-2-99962-01 500,000 | 799,498 | |
| 20XX. 3.20 | | | 特定アルコール | 50,000 | 749,498 | 50,000,000 円 |
| 20XX. 3.21 | | | F 酒醸造株式会社 ○○貯蔵所 | 1-3-99961-01 100,000 | 649,498 | |
| 20XX. 3.21 | 輸入 横浜港 | 1,000,000 | | | 1,649,498 | |
| 20XX. 3.25 | | | 株式会社 H 製造△△工場 | 3-2-99962-01 500,000 | 1,149,498 | |
| 20XX. 3.30 | | | 東京港から輸出 | 9,000 | 1,140,498 | |
| 20XX. 3.31 | | | 雑払 その他 | 1 | 1,140,497 | アルコールの品質検査に使用 |
| 20XX. 3.31 | | | 欠減 | 497 | 1,140,000 | タンク実尺による数量減 |
| 3月計 | | 1,500,000 | | 1,309,498 | 1,140,000 | |
| 累計 | | 3,000,000 | | 1,860,000 | 1,140,000 | |

注意事項

1. この帳簿は、アルコールの種類別、度数別に別葉とする。
2. 亡失、盗難、収去又は欠減があった場合は、その他増減欄に数量、備考欄にその事由を記載すること。

V. 定期報告

1. 輸入業務報告書

- (1) 許可を受けてアルコールの輸入事業を行う者にあつては、**毎年1回、5月末日までに、前年度におけるアルコールの輸入数量、譲渡数量等を記載した報告書を、経済産業局長に提出**することが義務づけられています。

(アルコール事業法施行規則第22条)

◇報告書：**アルコール輸入業務報告書**（省令様式第19）

◇添付書類：**アルコール譲渡一覧表**（省令様式第20）

◇報告書の提出先：**主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

- (2) この報告書は、輸入事業者としての1年間（4月1日～3月31日）の業務の内容を書面に取りまとめて提出するものであり、**輸入事業者の全てにその提出が求められています**。このため、仮に、前年度にアルコールの輸入、売り渡しの実績がない場合でも報告書の提出が必要です。

- (3) また、アルコールの流通について、**法定帳簿ではアルコールの物流に着目し、実際の物理的な移動（搬入、搬出）を整理することとしているのに対し、報告書では、基本的にアルコールの商流に着目し、受発注・売買契約等に基づくアルコールの取引（輸入、譲渡）を整理するものとなっていますので御注意ください**。

2. 輸入業務報告書の記載事項について

以下の事項について、**主たる事務所又は貯蔵所別、アルコールの発酵・合成の別及び度数別に記載し、提出することとなります**。

【前年度からの繰越】

前年度における「前年度からの繰越」であるので、**昨年の4月1日に、その前年度から繰り越したアルコールの数量を記載してください**。

【増】

当該欄は前年度におけるアルコールの増加を要因別に記載してください。具体的な要因（摘要）別の記載事項等は以下のとおりです。

増加コード

| コード | | サブコード | |
|-----|----|----------------|-------|
| 2 | 移入 | 事業場整理番号（2桁）を記載 | |
| 4 | 輸入 | なし | |
| 5 | 雑受 | 1 | 計量誤差増 |
| | | 8 | 度数替え |
| | | 9 | その他増 |

<2 移入>

ここでいう移入とは、自社の他の貯蔵所等からの回送受け入れをいいます。

※ 法定帳簿上の「移入」とは異なりますので注意してください。

記載事項：コード番号、移入元である自社の貯蔵所等の事業場整理番号（下2桁をサブコード欄に記入）、事項、移入元である自社の貯蔵所等の名称、及び1年間に移入したアルコールの数量

<4 輸入>

輸入とは、海岸線を越えてアルコールを我が国に持ち込む行為をいい、輸入事業者において通関、未通関に関係なくアルコールが国内の保税地域（貯蔵所）に陸揚げされたときとなります。

記載事項：コード番号及び事項、1年間に輸入したアルコールの数量

<5 雑受>

ここでいう雑受とは、輸入、移入以外でのアルコールの増加及び度数替えによる増加をいいます。計量誤差や度数換算誤差等によって帳簿在庫より実在庫の方が多い状態に至ったときには、サブコード1「計量誤差増」として、当該アルコールより度数が高いアルコールからの希釈・変性等により当該度数のアルコール数量が増加した場合には、サブコード8「度数替え」として整理してください。また、それ以外の要因によりアルコールが増加した場合にはサブコード9「その他」として整理してください。

記載事項：

- 1 **計量誤差増** コード番号、サブコード番号、事項、及び1年間に増加したアルコールの数量
- 8 **度数替え** コード番号、サブコード番号、事項、度数替え後のアルコールの数量、及び度数替え前のアルコールの度数（〇〇度から度数替え）
- 9 **その他増** コード番号、サブコード番号、事項、及び増加したアルコールの数量、並びに具体的要因

注：度数替えは、アルコールの度数が90度以上の範囲内においてアルコールを希釈する行為に限られます。アルコールを90度未満に希釈する場合は「使用」に当たり、また、アルコール

を濃縮して度数を高くする行為は「製造」に当たりますので輸入事業者は行うことができません。

【減】

当該欄は前年度におけるアルコールの減少を要因別に記載してください。具体的な要因（摘要）別の記載事項等は以下のとおりです。

減少コード

| コード | | サブコード | |
|-----|-----|----------------|---------|
| 7 | 譲 渡 | 1 | 許可事業者 |
| | | 2 | 輸 出 |
| | | 3 | 特定アルコール |
| 8 | 移 出 | 事業場整理番号（2桁）を記載 | |
| 9 | 雑 払 | 1 | 欠 減 |
| | | 2 | 亡 失 |
| | | 3 | 盗 難 |
| | | 4 | 廃 棄 |
| | | 5 | 収 去 |
| | | 8 | 度数替え |
| | | 9 | その他 |

<7 譲 渡>

譲渡とは、商流（契約等）上の取引に伴いアルコールを他人へ譲り渡すことをいい（必ずしも物流上のアルコールの移動と一致するとは限りません。）、当該取引に対する報酬又は対価の有無は問いません。（有償の場合、無償の場合の両方を含みます。）したがって、販売事業者たる親会社等が無償で子会社等にアルコールを支給する場合でも、「譲渡」として整理してください。ただし、特定アルコールとして譲渡するときは、加算額を含んだ価格で譲渡する必要があります。

記載事項：コード番号、サブコード番号及び事項、譲渡したアルコールの数量

<8 移 出>

ここでいう移出とは、自社の他の貯蔵所等への回送払い出しをいいます。

※ 法定帳簿上の「移出」とは異なりますので注意してください。

記載事項：コード番号、移出先である自社の貯蔵所等の事業場整理番号（下2桁をサブコード欄に記入）、事項、移出先である自社の貯蔵所等の名称、及び1年間に移出したアルコールの数量

<9 雑 払>

ここでいう雑払とは、譲渡、移出以外でのアルコールの減少をいい、欠減、亡失、盗難、

廃棄、収去等を整理します。

それぞれ、その事実に基づいて、下記に定められた記載事項を記載してください。それぞれの用語の定義は、以下のとおりです。

欠 減：蒸発、液だれ、計量誤差等によって生ずる減失・喪失等

亡 失：事故によるアルコールの流出及びアルコールの紛失（盗難として判断しかねる場合に限る。）等（直ちに、亡失した場所を管轄する経済産業局へ報告が必要）

盗 難：アルコールの盗難の場合（直ちに、盗み取られた場所を管轄する経済産業局へ報告が必要）

廃 棄：アルコールを廃棄した場合（許可の条件によっては経済産業局へ事前の届出が必要）

収 去：法第40条第2項の規定に基づく立入検査において、経済産業局の職員が、分析を行うために必要な資料を、収去証と引き替えとして無償で提供を受けた場合

度数替え：当該度数のアルコールを希釈・変性し、度数が変わった場合（希釈後のアルコール（90度以上）は、希釈後の度数による報告書に記載します。）

記載事項：

- 1 欠 減 コード番号、サブコード番号、事項、1年間に減少したアルコールの数量、及び欠減の主要因（貯蔵欠減、作業欠減、計量誤差等）
- 2 亡 失 コード番号、サブコード番号、事項、亡失したアルコールの数量、及び経済産業局への報告年月日
- 3 盗 難 コード番号、サブコード番号、事項、盗み取られたアルコールの数量、及び経済産業局への報告年月日
- 4 廃 棄 コード番号、サブコード番号、事項、廃棄したアルコールの数量、及び経済産業局への届出年月日
- 5 収 去 コード番号、サブコード番号、事項、収去されたアルコールの数量、及び収去証番号
- 8 度数替え コード番号、サブコード番号、事項、度数替えしたアルコールの数量、及び度数替え後のアルコールの度数（〇〇度へ度数替え）
- 9 その他 コード番号、サブコード番号、事項、減少したアルコールの数量、及び具体的要因

【翌年度へ繰越】

前年度における「翌年度へ繰越」であるので、当該年度4月1日に前年度から繰り越したアルコールの数量を記載してください。

3. アルコール譲渡一覧表の記載事項について

以下の事項について、主たる事務所又は貯蔵所別、アルコールの発酵・合成の別及び度数別に記載、提出することとなります。ただし、特定アルコールを除く。

【受取人の氏名又は名称及び移出先の名称】

譲渡したアルコールに係る受取人（譲受人）の氏名又は名称及び移出先の名称を記載してください。

【許可番号】

譲渡したアルコールに係る受取人（譲受人）の許可番号を事業場整理番号まで記載してください。

【譲渡数量】

譲渡した数量（容量）を単位はリットルで記載してください。

（小数点以下第3位まで記入可ですが、cc、デシリットル、m3等の容量単位は不可）

注. アルコールの譲渡の相手方である受取人（譲受人）について、アルコールの流通の方法によっては、帳簿に記載の受取人とは異なる者を記載することとなるので御注意ください。（詳しくは、IV. 帳簿の記載、2. 記載すべき事項を御覧ください。）

○アルコール事業法施行規則 ー抜粋ー

（定期の報告）

第二十二條 法第二十条において準用する法第九条第二項の報告は、毎年五月末日までに、様式第十九による報告書に、年度におけるアルコール（特定アルコールとして譲渡したアルコールを除く。）の譲渡の実績を記載した様式第二十による一覧表を添えて、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出してしなければならない。

2 法第二十条において準用する法第九条第二項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 前年度から繰り越したアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 二 輸入したアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 三 製造事業者等に譲渡したアルコール（特定アルコールとして譲渡したアルコールを除く。）の、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 四 特定アルコールとして譲渡したアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 五 当該許可に係る輸入事業者の貯蔵所から移入したアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量及び当該貯蔵所の名称
- 六 当該許可に係る輸入事業者の貯蔵所に移出したアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量及び当該貯蔵所の名称
- 七 輸出したアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 八 翌年度に繰り越したアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 九 アルコールを亡失し、又は盗み取られたときは、これらに関する事項
- 十 法第四十条第二項の規定によりアルコールを収去されたときは、これに関する事項
- 十一 アルコールの欠減その他アルコールの数量の管理の観点から参考となる事項

4. アルコール輸入業務報告書及びアルコール譲渡一覧表の記載例
(報告書の記載イメージですので、法人名、数量等は架空のものです。)

報告書の提出日を記載

<アルコール輸入業務報告書(表紙)>

様式第19(第22条第1項関係)

20 1 9 年 0 5 月 0 1 日

関東経済産業局長 殿

(郵便番号 330-9715)

報告者 住所 埼玉県さいたま市上落合2-1-1

電話番号 048(600)0399

商号、名称又は氏名

経済輸入株式会社

(許可番号 4-3-99969)

法人の代表者の住所及び氏名

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

代表取締役社長 経済 四郎

法定代理人の住所及び氏名、

商号又は名称

アルコール輸入業務報告書

アルコール事業法第20条において準用する同法第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

2018年度アルコール受払

- 1 関東貯蔵所 95度発酵
- 2 関東貯蔵所 99度発酵
- 3 東北貯蔵所 95度発酵
- 4 近畿貯蔵所 95度発酵
- 5 近畿貯蔵所 95度合成

6 沖縄貯蔵所 95度発酵

「事業場」「アルコール度数」「発酵又は合成の別」ごとに報告書を提出し、提出する報告書の一覧を記載する。

<アルコール輸入業務報告書（アルコール受払）>

当該事業場の整理番号を記入し、
事業場名を付記する

様式第19（第22条第1項関係）

1. 2018年度製品アルコール受払

(1) 製造場又は貯蔵所の名称

(2) 度数

(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

3 - 3 - 99979 - 01 関東貯蔵所
95 度
1 (1:発酵 2:合成) ←

発酵アルコールの場合は1、
合成アルコールの場合は2を記入

| 前年度から 繰越 (リットル) | 増 | | | 減 | | | 翌年度へ 繰越 (リットル) |
|-----------------------|-----|----|--------------|------|---------------------|--------------|----------------------|
| | コード | 摘要 | 数量 (リットル) | コード | 摘要 | 数量 (リットル) | |
| 0 | 4 | 輸入 | 3,000,000 | 7 1 | 譲渡 | 1,790,000 | 1,140,000 |
| | ↑ | | | 7 2 | 輸出 3月30日 | 9,000 | |
| | | | | 7 3 | 特定アルコール | 50,000 | |
| | | | | 8 03 | 移出 近畿貯蔵所 | 10,000 | |
| | | | | 9 1 | 欠減 (計量誤差) | 497 | |
| | | | | 9 2 | 亡失 2018年6月1日報告 | 500 | |
| | | | | 9 5 | 収去 収去番号 01-3-96-999 | 1 | |
| | | | | 9 9 | その他 品質分析に使用 | 2 | |
| 0 | | 合計 | 3,000,000 | ↑ | 合計 | 1,860,000 | 1,140,000 |

コード サブコード

コード サブコード

複数枚にわたる場合、
「前年度から繰越」、「数量の
合計」及び「翌年度へ繰越」欄
は最後のページにのみ記入

<アルコール譲渡一覧表>

当該使用施設の
名称を付記

当該使用施設の
整理番号を記入

様式第 20 (第 22 条第 1 項関係)

アルコール譲渡一覧表

(1) 貯蔵所又は主たる事務所の名称

4 - 3 - 9 9 9 6 9 - 0 1

関東貯蔵所

(2) 度数

9 5

(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

1

(1 : 発酵 2 : 合成)

| 受取人の氏名又は名称 及び移出先の名称 | 許 可 番 号 | 譲渡数量(リットル) | 摘 要 |
|------------------------|--------------|------------|-----|
| F 酒醸造株式会社 ○○貯蔵所 | 1-3-99961-01 | 540,000 | |
| F 酒醸造株式会社 ××工場 | 1-3-99961-02 | 250,000 | |
| 株式会社H製造 △△工場 | 3-2-99962-01 | 1,000,000 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合 計 | | 1,790,000 | |

発酵アルコールの場合は1、
合成アルコールの場合は2を記入

許可番号は、事業場整理
番号まで記入(全9桁)

複数枚にわたる場合、「数量の合
計」欄は最後のページにのみ記入

アルコール輸入事業 許可申請マニュアル

目 次

| | |
|--|-----|
| I. 『アルコール輸入事業許可申請書』の記載方法について | 3 0 |
| ・ 『別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類』 の作成について | 3 3 |
| ・ 『貯蔵所ごとの図面及び貯蔵設備その他の設備の配置図』の作成について.. | 3 3 |
| ・ 『所要資金の額及び調達方法を記載した書類』について | 3 5 |
| ・ 『申請者が法第5条各号に該当しないことを誓約する書面』について | 3 6 |
| ・ その他必要書類について | 3 7 |
| II. 『アルコール輸入事業許可事項変更許可申請書』の記載方法について | 3 7 |
| III. 『アルコール輸入事業許可事項変更届出書』の記載方法について | 3 8 |

I. 『アルコール輸入事業許可申請書』の記載方法について

注： 貯蔵所が2以上ある場合には、第1面の貯蔵所に係る事項には「第2面に記載」と記載し、貯蔵所の全てについて第2面により記載してください。

1. 【貯蔵所名称及び所在地】

「貯蔵所」とは、アルコールの保管のための貯蔵設備、施設等を有する事業場であって、アルコールを輸入、流通させる等アルコールを直接取扱い事業場をいいます。

- ①【名称及び所在地】 貯蔵所の名称、所在地を記載してください。
- ②【貯蔵設備の能力】 貯蔵所のアルコールの貯蔵可能な容量の総計を記載してください。
- ③【貯蔵設備の構造】

アルコール貯槽、危険物倉庫ごとに容量及び基数を記載してください。この際、危険物倉庫の容量は消防当局に提出済みのアルコール蔵置容量を記載してください。なお、アルコール貯蔵設備が複数である場合等記載しきれない場合には、「貯蔵設備の容量及び基数一覧のとおり。」等と記載し、別葉としても差し支えありません。

2. 【事業開始の予定年月日】

アルコールの輸入の取扱いを開始しようとする日を記載してください。

3. 【現に営んでいる他の事業】

アルコールの輸入以外の事業を日本標準産業分類の4桁分類で記載してください。

4. 【登録免許税】

登録免許税法に基づき輸入の許可に対して、15万円の登録免許税が課せられます。許可申請者は、銀行又は郵便局等に備え付けの納付書で現金（15万円）を納付し、その領収証書の正本を許可証に添付される登録免許税納付届の裏面に貼付の上、許可日から1ヶ月以内に提出してください。なお、納税地は、許可申請者の所在地ではなく、申請先の各経済産業局の所在地となります。

関東経済産業局長 殿

所轄地区 (関東、東北等) 局名のみ

(郵便番号 000-0000)

申請者 住所 ××都××区××丁目×番×号

電話番号 00 (0000) 0000

商号、名称又は氏名

××株式会社

法人の代表者の住所及び氏名

→ ××都××区××丁目×番×号

→ 代表取締役社長 ×× ××

法定代理人の住所及び氏名、

商号又は名称

代表者の自宅住所
[役職名も記載]

アルコール輸入事業許可申請書

アルコール事業法第16条第1項に規定するアルコール輸入事業の許可を受けたいので、同条第2項の規定により、次のとおり申請します。

| | | |
|-------------|---------|----------------|
| 主たる事務所の所在地 | | ××都××区××丁目×番×号 |
| 貯蔵所 | 名称及び所在地 | } 第2面に記載 |
| | 貯蔵設備の能力 | |
| | 貯蔵設備の構造 | |
| 事業開始の予定年月日 | | 20XX年〇〇月〇〇日 |
| 現に営んでいる他の事業 | | 化学製品卸売業 |

- 備考
- 1 貯蔵所が2以上ある場合には、第1面に掲げる事項を第2面に記載すること。記載しきれないときは、この様式の第2面の例により作成した書面に記載して添付すること。
 - 2 貯蔵設備の能力は、アルコールの貯蔵可能な容量の総計を記載すること。
 - 3 貯蔵設備の構造は、別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

| | | |
|-----|---------|-------------------------------------|
| 貯蔵所 | 名称及び所在地 | ××貯蔵所 ××県××市××町××丁目×番×号 |
| | 貯蔵設備の能力 | 5,000kl |
| | 貯蔵設備の構造 | アルコール貯槽 2,000kl×2基 1,000kl×1基 |
| 貯蔵所 | 名称及び所在地 | ××貯蔵所 ××県××市××町××丁目×番×号 |
| | 貯蔵設備の能力 | 4,500kl |
| | 貯蔵設備の構造 | アルコール貯槽 2,000kl×2基 アルコール倉庫 500kl |
| 貯蔵所 | 名称及び所在地 | / |
| | 貯蔵設備の能力 | |
| | 貯蔵設備の構造 | |

・『別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類』の作成について

注： この添付する書類について、2以上の貯蔵所を有する場合は、その貯蔵所ごとの括りとし、申請書に記載された順に「〇〇貯蔵所の添付書類」等の表紙を付けて添付してください。
また、添付書類各葉に当該貯蔵所の名称を記載してください。

1. アルコール貯蔵設備に係る構造図

アルコール貯槽又はアルコールを貯蔵するための危険物倉庫がある場合には、構造図の提出が必要です。なお、既に消防当局に提出済みの構造図がある場合には、そのコピーでも差し支えありません。

2. 計測機器の名称、形式及び基数を示す書類

アルコールの数量管理のための基準として、施行規則においてはアルコールの受け払いのための設備又はアルコール貯槽には、アルコールの数量を計測するための流量計又ははかり（アルコール貯槽の場合は液面計その他の計測器）を設けることを規定しています。

この書類には、これらアルコール受け払い設備又はアルコール貯槽に設ける計測機器の名称、形式及び基数を記載することとします。

なお、計測機器等が複数である場合等で記載しきれない場合には、「計測機器の名称、形式及び基数一覧のとおり」等と記載し、別葉としても差し支えありません。

3. アルコール移送配管の配管内の容積を計算した書類

アルコール受入設備からアルコール貯槽、アルコール倉庫へのアルコール移送、又はアルコール貯槽、アルコール倉庫からアルコール払出設備へのアルコールの移送等、貯蔵所内のアルコールの移送に使用されている配管の容積を計算した書面が必要となります。（配管内径が異なる配管を複数利用するときは配管内径ごとに計算した書面としてください。）

なお、既に消防当局に提出済みの書類がある場合には、そのコピーでも差し支えありません。

・『貯蔵所ごとの図面及び貯蔵設備その他の設備の配置図』の作成について

1. 貯蔵所ごとの図面及び貯蔵設備その他の設備配置図とは、具体的にはアルコールの貯蔵設備、移送配管及び受払設備（受払の際の計測機器も含む。）並びに帳簿を備えている事務所等の位置を的確に把握することができる事業場全体の平面図のことであります。

なお、既に消防当局に提出済みの書類がある場合には、そのコピーでも差し支えありません。

2. この書類は、当省の職員が法第40条に基づく立入検査を行うに当たって、アルコールの貯蔵設備、受払設備等が事業場内の何処に配置されているかを事前に把握しておく必要があることから提出を求めるものです。

3. したがって、作成に当たっては、①事業場全体の平面図となっているか、②アルコールの貯蔵設備、移送配管、受払設備及び帳簿を備える事務所等の位置が明確になっているかという点につき留意して作成してください。

別表

| 設備の種類 | 記載すべき事項 | 添付書類 |
|---|---|--|
| <p>一 アルコール製造設備</p> <p>(一) 蒸煮機</p> <p>(二) 発酵槽</p> <p>(三) 酒母槽</p> <p>(四) 加熱炉</p> <p>(五) 反応器</p> <p>(六) ガス分離槽</p> <p>(七) 蒸留機</p> | <p>容量及び基数</p> <p>容量及び基数</p> <p>容量及び基数</p> <p>基数</p> <p>反応方式、容量及び基数</p> <p>容量及び基数</p> <p>名称（アルコール蒸発缶、精製塔等）、高さ、内径、段数、内部構造（泡鐘式等）及び基数</p> | <p>構造図</p> <p>構造図</p> <p>構造図</p> <p>構造図</p> <p>構造図</p> <p>構造図</p> <p>構造図</p> |
| <p>二 アルコール貯蔵設備</p> <p>(一) アルコール貯槽</p> <p>(二) アルコール倉庫（屋外を含む。）</p> | <p>容量及び基数</p> <p>貯蔵可能な容量の総計</p> | <p>構造図</p> <p>構造図</p> |
| <p>三 アルコール使用設備</p> <p>使用工程において用いる設備</p> | <p>各設備の名称及び能力（容量等）</p> | |
| <p>四 計測機器</p> <p>(一) アルコールの計測機器</p> <p>(二) アルコールの原料の計測機器</p> | | <p>名称、形式及び基数を示す書類</p> <p>名称、形式及び基数を示す書類</p> |
| <p>五 アルコール移送配管</p> | | <p>配管内の容積を計算した書類</p> |

・ 『所要資金の額及び調達方法を記載した書類』 について

- ① 現に輸入を業として営んでいる場合。（貯蔵設備等の新設計画がないもの。）
「アルコールの購入及び輸入業務に必要となる人件費等の費用は弊社の売上〇〇億円の一部を充当する予定」旨を記載した書類でも可能。
- ② なお、貯蔵設備等の新設又は既存設備の補修等を行いアルコールの輸入を始める場合には、これらの設備等の新設費用等を記載した書類（書類例）とします。また、この書類に代えて事業計画書を添付して頂いても結構です。
- ③ この書類は、アルコールの輸入事業を事業として継続的に行えるかどうか、また輸入事業者としての規模等を把握する書類として求めるものです。

<書類例>

参考に例示するものであり、書式等は問いません。事業計画書と同様な書類でも結構です。

所要資金の額及び調達方法

(単位：百万円)

| 区 分 | 所要額 | 調 達 方 法 | 備 考 |
|----------|-----|------------|---------------------|
| 設 備 費 | | 売上資金（一部借入） | タタの新設他設備に係る費用 |
| アルコール購入費 | | 〃 | 年間100k1購入・販売 |
| 原 材 料 費 | | 〃 | 配達用ドラム缶等の購入費 |
| 人 件 費 | | 売上資金 | アルコール輸入・販売業務従事者の人件費 |
| そ の 他 | | 売上資金 | 車両のリース、運送委託等費用 |
| 計 | | | |

・『申請者が法第5条各号に該当しないことを誓約する書面』 について

記載例

| | |
|--|--|
| 誓 約 書 | |
| 20××年××月××日 | |
| ××経済産業局長 殿 | |
| 申請者 ^(注3) | |
| 氏名又は名称 ××株式会社 | |
| 代表者の住所及び氏名 | |
| 住所 ○○県○○市○○町○○ | |
| 代表取締役社長 ×× ×× | |
| 業務を執行する役員の住所及び氏名 | |
| 住所 ○○県○○市○○町○○ | |
| ××取締役 ×× ×× | |
| 業務を執行する役員の住所及び氏名 | |
| 住所 ○○県○○市○○町○○ | |
| ○○取締役 ○○ ○○ | |
| 当社 ^(注2) は、アルコール事業法第20条において準用するアルコール事業法第5条各号に該当しないものであることを誓約します。 | |

注1. 法人（会社）の場合の誓約書記載例は上記のとおり。

2. 個人の場合の誓約書は文面の一部を次のように置き換えてください。 当社は → 私は

3. 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名又は名称、住所を追加してください。

4. 「業務を執行する役員」とは、株式会社の取締役、合名会社、合資会社の業務執行役員、合同会社の業務執行社員、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の理事、法人格を有する組合の理事のうち、アルコールの輸入の業務を担当する役員をいう。アルコールを輸入する業務以外の業務も行う法人で、その取締役の担当分野がアルコールを輸入する業務とは全く関係のない者は、ここでいう「業務を執行する役員」には該当しません。また、住所は役員の自宅住所を記入してください。

5. 業務を執行する役員が複数名存在する場合は、誓約書にその全員について記載する必要があります。代表者以外の担当役員がない場合は、記入の必要はありません。

・その他必要書類について

1. 住民票

申請者が個人の場合においては、住民票を添付してください（個人番号（マイナンバー）の記載不要）。

2. 定款、登記事項証明書（注）、財産目録、貸借対照表、損益計算書

申請者が法人である場合においては、その法人の申請時直近の定款又は寄付行為及び登記事項証明書（注）並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書を添付してください。

なお、最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、これらが記載されている書類、例えば、申請時直近の営業報告書、有価証券報告書でも差し支えありません。

（注）アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書**については、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、**特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。**

Ⅱ. 『アルコール輸入事業許可事項変更許可申請書』の記載方法について

注1. この変更申請書は、アルコール貯蔵設備の能力を変更しようとする場合に必要となります。
2. 提出は、事前に主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長あて提出してください。

1. 【変更事項】

貯蔵設備の別に変更内容を記載してください。

<記載例>

- タンクの更新による貯蔵能力の増加
- タンク新設による能力の増加
- タンク取壊しによる能力の減少

2. 【貯蔵所の名称及び所在地】

① 当該貯蔵所の名称及び所在地を記載してください。なお、事業場整理番号を記載した場合には、所在地の記載を省略しても差し支えありません。

② 当該変更にかかる貯蔵所が複数ある場合には、その全ての貯蔵所を記載してください。

※ 事業所整理番号：アルコール輸入事業許可書に記載された貯蔵所ごとの整理番号のことを指します。

3. 【変更前】及び【変更後】

① 変更前：変更する当該貯蔵所の申請現時点の能力を記載してください。

② 変更後：変更する当該貯蔵所の変更予定能力を記載してください。

③ 変更する貯蔵所が複数ある場合には、その貯蔵所ごとに記載することとします。

4. 【変更予定年月日】

設備等を変更し、実際に使用を開始しようとする年月日、または、新設、更新等の場合は、工事の完成予定年月日を記載してください。

変更する貯蔵所が複数ある場合には、最も早い日付で記載してください。

5. 【変更の理由】

変更することになった理由について、簡潔に記載してください。

<記載例>

- タンクの老朽化のため
- 取扱量の増大によるタンクの増設

6. 【添付書類】

許可事項の変更に伴って、既に提出済みの申請書添付書類等に変更があるときは、当該変更するものの又は変更後のものの添付書類の添付が必要となります。

＜新設による能力増の場合 例＞

別表（P 3 4）の設備の種類に応じた添付書類

1. 新設する貯蔵設備の構造図
2. 計測機器の名称、形式及び基数を示す書類
3. アルコール移送配管の配管内の容積を計算した書類
4. 貯蔵所の図面及び貯蔵設備その他の設備配置図

Ⅲ. 『アルコール輸入事業許可事項変更届出書』の記載方法について

注：1. この変更届出書は、以下に挙げる事項を変更する場合に必要となります。

- ①商号、名称又は氏名及び住所
- ②代表者の氏名及び住所（申請者が法人の場合）
- ③法定代理人（当該事業に対し代理権を有する者に限る）の氏名、商号又は名称及び住所（申請者が未成年者の場合）
- ④③の法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所
- ⑤主たる事務所の所在地及び貯蔵所の所在地（移転の場合は、旧貯蔵所にアルコールの在庫がない場合であって、アルコールの貯蔵能力の変更を伴わないものに限る）
- ⑥事業開始の予定年月日
- ⑦現に営んでいる他の事業の種類
- ⑧貯蔵所ごとの設備の能力及び構造並びに計測機器及び移送配管（アルコールの貯蔵能力の変更を伴わないものに限る）

2. 提出のタイミングは、⑤及び⑥の変更の場合には事前に、その他の変更の場合には実際に変更した後遅滞なく、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長あて提出してください。

1. 【変更事項】

変更の内容を簡潔に記載してください。

＜記載例＞

商号を変更する場合には、「商号の変更」

主たる事務所の所在地を変更する場合には、「主たる事務所の所在地変更」

2. 【貯蔵所の名称及び所在地】

- ① 貯蔵所の名称及び所在地を記載することとなりますが、事業場整理番号を記載した場合には所在地の記載を省略しても差し支えありません。
- ② 貯蔵所が複数ある場合には、当該変更を行う貯蔵施設の全てについて記載してください。

3. 【変更前】及び【変更後】

変更する事項の変更前と変更後をそれぞれ記載してください。

4. 【変更（予定）年月日】

変更した、又は変更しようとする年月日を記載してください。

5. 【変更理由】

変更することとなった理由について、簡潔に記載してください。

6. 【添付書類】

- ①商号、名称又は氏名及び住所

… 届出者が個人である場合は「住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要）」、

- 法人である場合は「**登記事項証明書（注）**」
- ②代表者の氏名及び住所（法人の場合のみ必要。）
… **「登記事項証明書（注）」**
 - ③法定代理人（当該事業に対し代理権を有する者に限る）の氏名、商号又は名称及び住所
… 法定代理人が個人である場合に当該法定代理人の「**住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要）**」
 - ④③の法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所
… 法人である法定代理人の代表者の「**住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要）**」
 - ⑤貯蔵設備の変更（貯蔵設備の能力に変更がないもの）及び計測機器、移送配管の変更
… 貯蔵設備の構造図（変更後のもの）、計測機器の名称、形式及び基数を示す書類（変更後のもの）、配管内の容積を計算した書面（変更後のもの）。

（注）アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書**については、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、**特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。**

輸入事業者の手続き一覧表

アルコール事業法の下で輸入事業者となったものが行うべき諸手続きに必要な書類、タイミング、提出先は以下のとおりです。なお、経済産業局長から許可に際して付された個々の条件にかかる手続きについてはこの限りではありません。

| 事 項 | 必要な書類等 | 提出時期 | 提出先 |
|---------------------------|---|-------------|-------------|
| <アルコールの輸入事業> | アルコール輸入事業許可申請書 ※添付書類 ・設備等の構造図（図面） ・計測機器の名称等の書類 ・移送配管内の容積計算書 ・事業場全体の平面図 ・誓約書 ・住民票（個人の場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要）） ・定款又は寄付行為及び登記事項証明書（注）並びに最近の財産目録、貸借対照表、損益計算書（法人の場合） ・所要資金の額及び調達方法を記載した書面 | 事前の申請 | 主事務所の経済産業局長 |
| | 登録免許税納付届 ※添付書類 ・15万円の領収証書を裏面に貼付 | 許可の日から1ヶ月以内 | 〃 |
| <許可事項の変更> | | | |
| ○貯蔵能力の変更 | アルコール輸入事業許可事項変更許可申請書 ※添付書類 ・変更に係る 設備の構造図（図面） 計測機器の名称等の書類 移送配管内の容積計算書 事業場全体の平面図 | 事前の申請 | 主事務所の経済産業局長 |
| ○商号、名称又は氏名及び住所の変更 | アルコール輸入事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・住民票（個人の場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要）） ・登記事項証明書（注）（法人の場合） | 事後遅滞なく | 〃 |

| 事 項 | 必要な書類等 | 提出時期 | 提出先 |
|------------------------------|---|-----------|-------------|
| ○代表者の氏名及び住所の変更 | アルコール輸入事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・住民票（個人の場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要）） ・登記事項証明書（注）（法人の場合） | 事後遅滞なく | 主事務所の経済産業局長 |
| ○法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所の変更 | アルコール輸入事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要） | 〃 | 〃 |
| ○法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所の変更 | アルコール輸入事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要） | 〃 | 〃 |
| ○主たる事務所の所在地及び貯蔵所の所在地 | アルコール輸入事業許可事項変更届出書 | 事前の届出 | 〃 |
| ○事業開始の予定年月日 | アルコール輸入事業許可事項変更届出書 | 〃 | 〃 |
| ○現に営んでいる他の事業種類 | アルコール輸入事業許可事項変更届出書 | 事後遅滞なく | 〃 |
| ○貯蔵設備の変更 （貯蔵能力の変更を伴わない変更） | アルコール輸入事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・貯蔵設備の構造図 | 〃 | 〃 |
| ○計測機器及び移送配管の変更 | アルコール輸入事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・計測機器の名称等の書類 ・移送配管内の容積計算書 | 〃 | 〃 |
| <定期の報告> | アルコール輸入業務報告書 ※添付書類 ・アルコール譲渡一覧表 | 毎年、5月末日まで | 主事務所の経済産業局長 |
| <亡失・盗難の報告> | 亡失（盗難）報告書 | 直ちに | 当該場所の経済産業局長 |
| <廃棄の届出> | アルコール廃棄処分届出書 | 事前の届出 | 当該場所の経済産業局長 |

| 事 項 | 必要な書類等 | 提出時期 | 提出先 |
|---------------|--|---------|-------------|
| ＜必要な行為の継続の申請＞ | アルコール譲渡継続申請書 ※添付書類 ・戸籍謄本（相続人が欠格条項に該当した場合のみ） | 事前の申請 | 主事務所の経済産業局長 |
| ＜事業の承継の届出＞ | アルコール輸入事業承継届出書 ※添付書類 ○事業の全部譲渡により継続した場合 ・アルコール輸入事業譲渡証明書 ・誓約書 ○相続により承継した場合 (イ) 2人以上の相続人の全員の同意により選定された者である場合 ・アルコール輸入事業者選定証明書 ・戸籍謄本 ・誓約書 (ロ) イ以外の相続人である場合 ・アルコール輸入事業者相続証明書 ・戸籍謄本 ・誓約書 ○合併により承継した法人である場合 ・法人の登記事項証明書（注） ・誓約書 ○分割により事業の全部を承継した法人である場合 ・アルコール輸入事業承継証明書 ・法人の登記事項証明書（注） ・誓約書 | 事後遅滞なく | 主事務所の経済産業局長 |
| ＜廃止の報告＞ | アルコール輸入事業廃止届出書 ※添付書類 ・廃止の日までにおける「アルコール輸入業務報告書」 ・廃止の日までにおける「アルコール譲渡一覧表」 | 廃止後遅滞なく | 主事務所の経済産業局長 |

注：提出先欄について

- 「主事務所の経済産業局長」とは、申請者（届出者）の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長のことです。
 - 「当該場所の経済産業局長」とは、亡失・盗難の発生した場所を管轄する経済産業局長のことです。
 - 「当該場所の経済産業局長」とは、申請者（届出者）の該当貯蔵所を管轄する経済産業局長のことです。
- (注) アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書については、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。**

申請及び届出書様式（主なもの）

- 施行規則様式第 1 6 アルコール輸入事業許可申請書
 - 施行規則様式第 2 5 アルコール輸入事業許可事項変更許可申請書
 - 施行規則様式第 2 6 アルコール輸入事業許可事項変更届出書
 - 施行規則様式第 1 9 アルコール輸入業務報告書
 - 施行規則様式第 2 0 アルコール譲渡一覧表
 - 施行規則様式第 2 1 アルコール輸入事業承継届出書
 - 施行規則様式第 2 7 亡失（盗難）報告書
 - アルコール廃棄処分届出書
 - 施行規則様式第 2 8 アルコール輸入事業廃止届出書
 - 施行規則様式第 5 5 の 2 国庫納付金申告書
 - 施行規則様式第 5 5 の 3 国庫納付金計算書
- （参考）輸入事業者業務報告書摘要コード

年 月 日

経済産業局長 殿

(郵便番号)

申請者 住所

電話番号 ()

商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール輸入事業許可申請書

アルコール事業法第 16 条第 1 項に規定するアルコール輸入事業の許可を受けたいので、同条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

| | | |
|-------------|---------|--|
| 主たる事務所の所在地 | | |
| 貯蔵所 | 名称及び所在地 | |
| | 貯蔵設備の能力 | |
| | 貯蔵設備の構造 | |
| 事業開始の予定年月日 | | |
| 現に営んでいる他の事業 | | |

- 備考
- 1 貯蔵所が 2 以上ある場合には、第 1 面に掲げる事項を第 2 面に記載すること。記載しきれないときは、この様式の第 2 面の例により作成した書面に記載して添付すること。
 - 2 貯蔵設備の能力は、アルコールの貯蔵可能な容量の総計を記載する。
 - 3 貯蔵設備の構造は、別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載する。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

| | | |
|-----|---------|--|
| 貯蔵所 | 名称及び所在地 | |
| | 貯蔵設備の能力 | |
| | 貯蔵設備の構造 | |
| 貯蔵所 | 名称及び所在地 | |
| | 貯蔵設備の能力 | |
| | 貯蔵設備の構造 | |
| 貯蔵所 | 名称及び所在地 | |
| | 貯蔵設備の能力 | |
| | 貯蔵設備の構造 | |

様式第 25 (第 23 条関係)

年 月 日

経済産業局長 殿

申請者 住所 (郵便番号)

電話番号 ()
商号、名称又は氏名

(許可番号)
法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール輸入事業許可事項変更許可申請書

アルコール事業法第 20 条において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

| | |
|---------------|--|
| 変 更 事 項 | |
| 貯蔵所の名称及び所在地 | |
| 変 更 前 | |
| 変 更 後 | |
| 変 更 予 定 年 月 日 | |
| 変 更 の 理 由 | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

年 月 日

経済産業局長 殿

届出者 住所 (郵便番号)

電話番号 ()
商号、名称又は氏名

(許可番号)
法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール輸入事業許可事項変更届出書

アルコール事業法第 20 条において準用する同第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|-------------------|--|
| 変 更 事 項 | |
| 貯蔵所の名称及び所在地 | |
| 変 更 前 | |
| 変 更 後 | |
| 変 更 (予 定) 年 月 日 | |
| 変 更 の 理 由 | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 19 (第 22 条第 1 項関係)

20 年 月 日

経済産業局長 殿

報告者 住所 (郵便番号 -)

電話番号 ()
商号、名称又は氏名

(許可番号 4 - -)
法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール輸入業務報告書

アルコール事業法第 20 条において準用する同法第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

20 年度アルコール受払

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 19 (第 22 条第 1 項関係)

1. 年度製品アルコール受払

(1) 貯蔵所又は主たる事務所の名称

- - -

(2) 度数

度

(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

(1 : 発酵 2 : 合成)

| 前年度から 繰越 (リットル) | 増 | | | 減 | | | 翌年度へ 繰越 (リットル) |
|-----------------------|-----|----|--------------|-----|----|--------------|----------------------|
| | コード | 摘要 | 数量 (リットル) | コード | 摘要 | 数量 (リットル) | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 合 計 | | | 合 計 | | | |

様式第 20 (第 22 条第 1 項関係)

アルコール譲渡一覧表

- (1) 貯蔵所又は主たる事務所の名称 - - -
- (2) 度数 度
- (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 (1 : 発酵 2 : 合成)

| 受取人の氏名又は名称 及び移出先の名称 | 許 可 番 号 | 譲渡数量(リットル) | 摘 要 |
|------------------------|---------|------------|-----|
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| | - - - | | |
| 合 計 | - - - | | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 2 1 (第 2 3 条関係)

年 月 日

経済産業局長 殿

届出者 住所 (郵便番号)
電話番号 ()
商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール輸入事業承継届出書

アルコール輸入事業者の地位を承継しましたので、アルコール事業法第 2 0 条において準用する同法第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|-------------------------------|--|
| 承 継 年 月 日 | |
| 被承継者の住所及び 商号、名称又は氏名 | |
| 被承継者が法人にあつては、 その代表者の住所及び氏名 | |
| 被承継者の許可年月日 及 び 許 可 番 号 | |
| 承継者の許可年月日 及 び 許 可 番 号 | |
| 承 継 の 原 因 | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 27 (第 23 条関係)

年 月 日

経済産業局長 殿

報告者 住所 (郵便番号)

電話番号 ()
商号、名称又は氏名

(許可番号)
法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

亡失 (盗難) 報告書

亡失 (盗難) について、アルコール事業法第 20 条において準用する同法第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

| | |
|---------------------------------|--|
| アルコールの度数、発酵アルコール又は合成アルコールの別及び数量 | |
| 事実の生じた日時及び場所 | |
| 事実の生じた当時における管理の状況 | |
| 原 因 | |
| 事 実 を 知 っ た 日 | |
| 事実を知った後に採られた措置 | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

経済産業局長 殿

年 月 日

届出者 住所 (郵便番号)

電話番号 ()
商号、名称又は氏名

(許可番号)
法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール廃棄処分届出書

アルコールを廃棄処分したいので、許可の条件により、次のとおり届け出ます。

| | |
|------------------------------------|--|
| アルコールを廃棄しようとする貯蔵所の名称及び整理番号 | |
| 廃棄処分するアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別 | |
| 廃棄処分するアルコールの数量 | |
| 廃棄処分する予定年月日 | |
| 廃棄処分する理由 | |
| 廃棄処分の方法 | |

年 月 日

経済産業局長 殿

届出者 住所 (郵便番号)

電話番号 ()
商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール輸入事業廃止届出書

アルコール輸入事業を廃止しましたので、アルコール事業法第 20 条において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|-------------|--|
| 事業を廃止した年月日 | |
| 許可年月日及び許可番号 | |
| 事業を廃止した理由 | |

- 備考 1 当該年度の廃止の日までにおける様式第 19 による報告書並びに様式第 20 による一覧表を添えること。また、この届出書を提出する時点において廃止の日を含む年度の前年度に係る第 22 条の規定による定期の報告を終えていない場合には、当該報告も併せて行うこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

年 月 日

経済産業局長 殿

申告者 住所 (郵便番号)
電話番号 ()
商号、名称又は氏名
(許可番号)
法人の代表者の住所及び氏名
法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

年 月分 国庫納付金申告書

アルコール事業法施行令第2条第1項の規定により、国庫納付金申告書を次のとおり提出します。

納付金額 (円)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第55の3（第39条第2項関係）

年 月 分 国庫納付金計算書

| 製造場又は 貯蔵所の名称 | 許 可 番 号 | アルコールの度数 | 発酵アルコール：1 合成アルコール：2 | 1キロリットル当たりの加算額 (円) | 譲渡数量 (リットル) | 納付金額 (円) |
|-----------------|---------|----------|------------------------|-----------------------|----------------|-------------|
| | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(参考) 輸入事業者業務報告書摘要コード

発酵アルコール又は合成アルコールの別コード

| コード | |
|-----|-----|
| 1 | 発 酵 |
| 2 | 合 成 |

増加コード

| 摘要コード | | サブコード | |
|-------|-----|----------------|-------|
| 2 | 移 入 | 事業場整理番号（2桁）を記載 | |
| 4 | 輸 入 | なし | |
| 5 | 雑 受 | 1 | 計量誤差増 |
| | | 8 | 度数替え |
| | | 9 | その他増 |

減少コード

| 摘要コード | | サブコード | |
|-------|-----|----------------|---------|
| 7 | 譲 渡 | 1 | 許可事業者 |
| | | 2 | 輸 出 |
| | | 3 | 特定アルコール |
| 8 | 移 出 | 事業場整理番号（2桁）を記載 | |
| 9 | 雑 払 | 1 | 欠 減 |
| | | 2 | 亡 失 |
| | | 3 | 盗 難 |
| | | 4 | 廃 棄 |
| | | 5 | 収 去 |
| | | 8 | 度数替え |
| 9 | その他 | | |

アルコール輸入事業の手引き（第11版）

令和5年10月1日

経済産業省製造産業局素材産業課アルコール室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03-3580-5651

FAX 03-3580-6348

【お問い合わせ窓口】

○ 経済産業局等

◇北海道経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1（札幌第1合同庁舎内）
TEL 011(709)1797 FAX 011(709)2566 e-mail bzl-hokkaido-alcohol@meti.go.jp

◇東北経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
TEL 022(221)4909 FAX 022(215)9463 e-mail bzl-toho-alcohol@meti.go.jp

◇関東経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
（さいたま新都心合同庁舎1号館内）
TEL 048(600)0399 FAX 048(601)1296 e-mail bzl-kanto-arukoru@meti.go.jp

◇中部経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
TEL 052(951)2785 FAX 052(951)0977 e-mail bzl-chb-alcohol@meti.go.jp

◇近畿経済産業局 産業部産業課アルコール室

〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44（大阪合同庁舎1号館内）
TEL 06(6966)6029 FAX 06(6966)6086 e-mail bzl-kansai-arukoru@meti.go.jp

◇中国経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30（広島合同庁舎2号館内）
TEL 082(224)5681 FAX 082(224)5642 e-mail bzl-chugoku-alc@meti.go.jp

◇四国経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号（高松サンポート合同庁舎北館内）
TEL 087(811)8528 FAX 087(811)8556 e-mail bzl-shikoku-alcohol@meti.go.jp

◇九州経済産業局 産業部産業課アルコール室

〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1（福岡合同庁舎内）
TEL 092(482)5483 FAX 092(482)5388 e-mail bzl-kyushu-alcohol@meti.go.jp

◇内閣府沖縄総合事務局経済産業部環境資源課アルコール係

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1（那覇第2地方合同庁舎2号館内）
TEL 098(866)1757 FAX 098(860)3710 e-mail bzl-oki-alcohol@meti.go.jp